

教育委員会の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

総社市教育委員会委員長 林 直 人

総社市教育委員会規則第5号

教育委員会の権限に属する事務の一部を学校長に委任する規則

総社市教育委員会事務局処務規則（平成17年総社市教育委員会規則第5号）第8条第2項の規定により教育長に委任された事務のうち、同項第2号及び第3号に係る事務を市立小中学校長に再委任する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。